

第3次竹田市健康づくり計画策定業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本市では、平成29年度から「第2次竹田市健康づくり計画」を推進してきたが、同計画が令和4年度末で終了となる。令和5年度から令和9年度までの「第3次竹田市健康づくり計画」を策定する。

なお、本業務では、健康増進法第8条第2項に基づき、市民の健康の増進の推進に関する施策について統一的なビジョン・目標を掲げ、関連計画との施策調整を図りながら策定する。また、総合的な健康づくりの指針とするため、食育基本法に基づく「食育推進計画」、自殺対策基本法に基づく「自殺対策推進計画」と一体的に策定する。

高齢化、人口減少が進んでいる本市の特性を踏まえ、創意と独自性を活かした提案を求めるものである。

2. 業務の概要

(1) 業務名

第3次竹田市健康づくり計画策定業務委託

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和5年3月22日まで

3. 選定方式

公募型プロポーザル方式とする。

このプロポーザルは、契約者を決定するにあたり価格のみの競争ではなく、健康づくり計画等に関する知識を有し、かつ本業務の委託者としてふさわしい信用、実績、経験、技術力、企画力等、受託者としての適格性を備えた者とする。

4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、参加表明書の提出時点で以下の要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 竹田市の令和3・4年度の物品等競争入札参加資格を有し、計画策定の申請を本プロポーザルの公告日前日までに行っている者であること。
- (3) 竹田市が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領（平成17年4月1日告示第100号）による入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同要領別表の指名停止基準に該当していないこと。

- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申し立てをしていないもの又は申し立てをなされていないものであること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けたものについては、再生手続開始の申し立てをしなかったもの又は申し立てをなされなかったものとみなす。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更正手続開始の申し立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申し立てを含む。以下「更生手続開始の申し立て」という。）をしていないもの又は更生手続開始の申し立てをなされていないものであること。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けたものについては、更生手続開始の申し立てをしなかったもの又は更生手続開始の申し立てをなされなかったものとみなす。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 手形交換所による取引停止所分を受けてから 2 年間を経過しているもの又は本業務の入札執行前 6 ヶ月以内に手形小切手を不渡りしていないもの。
- (8) 次の要件を満足する者であること。
 - ①健康増進法に基づく健康増進計画、食育基本法に基づく食育推進計画、自殺対策基本法に基づく自殺対策推進計画等の策定支援業務の全国での受注実績を有していること。
 - ②事業所として個人情報保護に関する事業者認定制度を取得していること。

5. 委託料

4,400,000 円（消費税を含む）を上限とする。

※消費税率については、10%として積算するものとし、状況が変化した場合はその時点で協議する。

6. 参加表明について

- (1) 提出期限 令和 4 年 6 月 28 日（火）午後 5 時まで
- (2) 提出書類
 - ① 参加表明書（様式 1）
 - ② 参加資格確認書（様式 2）
 - ③ 法人概要（様式 3）
- (3) 提出部数 1 部
- (4) 提出方法 持参又は郵送（提出期限必着）

※持参の場合は、土日祝日を除く日の午前 9 時～午後 5 時までの間に限り受け付ける。

※郵送の場合は、簡易書留によるものとする。

7. 質問の受付及び回答

- (1) 質問受付期限 令和4年6月21日(火)午後5時まで
- (2) 提出方法 質問書(様式4)で電子メールにより提出
- (3) 送信先 kenkou@city.taketa.lg.jp

※送信の際の件名は「第3次竹田市健康づくり計画策定業務委託質疑」とし、本文中に必ず会社名及び担当者名を記載すること。

(4) 回答

質問に対する回答は、令和4年6月22日(水)17時までに竹田市ホームページで回答する。また、質問に対する回答は、仕様書の追加又は修正とみなす。

8. 提案書類等の提出

- (1) 提出期限 令和4年7月1日(金)午後5時まで
- (2) 提出書類

① 企画提案書(様式5 表紙・内容)

内容については任意様式で、別紙の仕様書、審査基準を基に、必要な事項を具体的かつ簡潔に記載すること。また、次の点に留意すること。

- 1) 本市の健康づくりにおける現状と課題を踏まえた事業計画の方向性やあり方
- 2) 人口推計や見込量の推計を行うための考え方や本市の特性を考慮した分析及び推計手法等の提案
- 3) 業務遂行における企画提案者の業務支援方法及び役割
- 4) 市民に分かりやすい計画書の構成、表現、デザインの手法
- 5) 業務フロー、業務スケジュール

② 業務実施体制調書(様式6)

③ 業務実績書(様式7)

※健康づくり計画の策定実績の実績を記載すること。

④ 見積書(任意様式)

※算出根拠の分かる内訳書を記載すること。

※消費税を含む金額とし、消費税率は10%として積算すること。

⑤ 会社案内等のパンフレット

- (3) 提出部数 8部
- (4) 提出方法 持参又は郵送(提出期限必着)

※持参の場合は、土日祝日を除く日の午前9時～午後5時までの間に限り受け付ける。

※郵送の場合は、簡易書留によるものとする。

- (5) 留意事項 体裁は原則としてA4版(A3版の折込も可)とし、縦横は問わないが横書きとする。
また、枚数の制限はしないが、仕様書の項目に沿って要点を簡潔にまとめて作成すること。

9. プレゼンテーション・ヒアリング

- (1) 開催日時 令和4年7月上旬予定
- (2) 場 所 竹田市役所内
- (3) 留意事項 選考時間は1社あたり30分程度（プレゼンテーション25分、ヒアリング5分）とし、順番は企画提案書等書類の受付順とする（但し、新型コロナウイルス感染症対策により、変更する場合があります）。

10. 審査方法

審査は、第3次竹田市健康づくり計画策定業務委託プロポーザル審査委員会（以下、「委員会」という。）において、提出された提案書類等及びプレゼンテーション・ヒアリングにより審査し、各委員の合計点数が最も高い事業者を最優先交渉権者として選定する。同点になった場合は、14. 審査基準の審査項目1の点数が高い者を上位とする。審査項目1も同点の場合は、各委員から意見を聞き決定する。

また、参加事業者が1者であってもプロポーザルは成立するものとする。

書類審査は、応募事業者が多数の場合実施することがある。書類審査を実施した場合は、選考された事業者のみプレゼンテーション・ヒアリングへの参加が認められる。

11. 結果通知

全ての提案者に対して、令和4年7月上旬頃に電話で通知する。

また、契約締結後竹田市のホームページ上に掲載する。

12. 契約の締結

最優秀交渉権者と市が協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で契約を締結する。

13. プロポーザルの日程

このプロポーザルは、次の日程で行う。

選考手順	選考日程等
実施要領の公表 (ホームページに掲載)	令和4年6月16日(木)
質問受付期間	令和4年6月21日(火) 午後5時まで
質問に関する回答	令和4年6月22日(水) までに公表
参加表明受付期間	令和4年6月28日(火) 午後5時まで
提案書類等の受付	令和4年6月28日(火) から 令和4年7月 1日(金) 午後5時まで
書類審査(応募者多数の場合実施)	令和4年7月 4日(月)
プレゼンテーション・ヒアリング	令和4年7月上旬頃 (詳細については別途通知)
審査結果通知	令和4年7月上旬頃
契約締結予定	令和4年7月中旬頃

14. 審査基準

審査項目	評価項目	配点
1 企画提案に対する評価 (60点)	企画提案全体	20点
	業務の実施方針	10点
	情報提供力	10点
	竹田市の地域特性を理解、反映した提案	10点
	現行計画との継続性	5点
	計画書の構成	5点
2 実施体制に対する評価 (10点)	業務実施体制	5点
	策定スケジュール	5点
3 業務実績に対する評価 (10点)	会社概要に関する報告書	5点
	健康づくり計画策定の業務実績	5点
4 見積金額に対する評価 (20点)	見積価格の妥当性 (20点×最低見積金額/見積金額 小数点以下切捨)	20点
合 計		100点

※選考委員1名あたりの配点です。

15. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、提案書の記載内容に関わらず失格とする。

- (1) 提出書類を受付期限までに提出しなかった場合
- (2) 参加表明後に「4. 参加資格要件」の要件を満たさなくなった場合
- (3) 提出された提案書等が本実施要領や仕様書に適合しない、又は市の提示した委託料上限額を超過する場合
- (4) 提出書類に不正・虚偽内容がある場合
- (5) プレゼンテーション・ヒアリング実施日において欠席した場合
- (6) 審査の公平性を害する行為があった場合

16. 留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に必要な経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 応募者は、提案書の提出をもって、この実施要領その他本市が作成したこの契約に関する事項すべてを承諾したものとみなす。
- (3) すべての提出書類は返却しない。また、提出後における企画提案書等の再提出は認めない。
- (4) 企画提案書等を提出した後、自己都合によりこの応募の参加を辞退したい場合は、辞退届(様式8)を提出すること。

- (5) 提出された書類については、本プロポーザル以外の目的で応募者に無断で使用しない。
- (6) 提案者名、審査結果等については、情報公開の対象として公開する。また、提出書類について原則公表はしないが、情報公開条例に基づいて公開される場合がある。
- (7) 参加者は、審査結果に関する異議を申し立てることはできない。

16. 担当課

〒878-8555 大分県竹田市大字会々1650番地

竹田市役所 保険健康課

(担当：吉田)

電話：0974-63-4810（直通） F A X：0974-64-9150

e-mail kenkou@city.taketa.lg.jp